

地下水涵養の取組とスクリーニング手続の 統合について

令和6年12月25日(水)

環境政策課

地下水涵養の取組とスクリーニング手続の統合について

(1) 環境影響評価条例における地下水涵養の促進に向けた取組

熊本県は、地下水涵養指針の涵養目標量を超える自主的な地下水の涵養を促すため、「事業による地下水の採取量」と「開発により減少する涵養量」の合計を超える涵養等を行うことが確実と見込まれると知事が認めるときに、地下水保全地域で規模要件を見直す規則改正を行った。

<県環境影響評価条例施行規則の改正>

地下水採取量と見合う涵養

+

開発により減少する地下水量と見合う涵養



○ 地下水保全地域の面事業の規模要件(25ha⇒50ha)に見直し

事業の種類	事業の規模要件
・土地区画整理事業、・新住宅市街地開発事業、・工業団地の造成事業、 ・新都市基盤整備事業・流通業務団地の造成事業、・住宅団地の造成事業、 ・スポーツ又はレクリエーション施設、・その他の造成事業	面積25ha以上 ↓ 面積50ha以上

本市においても、地下水涵養の更なる促進の観点から、上記の涵養等を行うことが確実と見込まれると市長が認めるときに、地下水保全地域で規模要件を見直すことを規定する予定であった。

地下水涵養の取組とスクリーニング手続の統合について

(2) パブリックコメントにおける意見(要約)と対応方針

パブリックコメントのご意見

地下水涵養の取組により「市長が認める時」に該当した場合は、規模要件が見直され、環境影響評価の手続が不要となることから、スクリーニング手続と法令上同一の効果を有するものであるため、地下水涵養の取組もスクリーニング手続と同様の手続がとられるように規定していただきたい。

地下水涵養の取組に関する規定は、熊本県独自の規定であり、熊本県は現在スクリーニング手続を規定していないため、これらの規定が両立している事例がない。

計画されている事業に対して条例の対象となるかどうかの照会(地下水涵養の取組に関する規定)と、条例の対象事業のうち方法書以降を不要とするかどうかの手続(スクリーニング手続に関する規定)について、わかりやすい制度設計とするため一本化することが望ましいと判断した。

規定の趣旨が変わらないようにしつつ、地下水涵養の取組により規模要件を変更する規定をスクリーニング手続の規定に統合することを検討した。

地下水涵養の取組とスクリーニング手続の統合について

(3) 地下水涵養の取組とスクリーニング手続の比較と対応

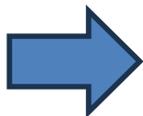
【これまでの素案】 地下水涵養の取組を行う場合でも**面積50ha以上の事業はアセス手続が必要**。

事業の種類	事業の規模要件	
	第1種事業	第2種事業
・土地区画整理事業、・新住宅市街地開発事業、 ・工業団地の造成事業、・新都市基盤整備事業 ・流通業務団地の造成事業、・住宅団地の造成事業、 ・スポーツ又はレクリエーション施設、・その他の造成事業	面積25ha以上 ↓ 面積50ha以上	面積12.5ha以上 ↓ 面積25ha以上

※ 面積12.5haから50haまでの事業の場合は、地下水涵養によってアセス手続が不要な場合がある。

【スクリーニング手続】 **面積50ha以上の事業でもアセス手続が不要**な場合がある。

事業の種類	事業の規模要件	
	第1種事業	第2種事業
・土地区画整理事業、・新住宅市街地開発事業、 ・工業団地の造成事業、・新都市基盤整備事業 ・流通業務団地の造成事業、・住宅団地の造成事業、 ・スポーツ又はレクリエーション施設、・その他の造成事業	面積25ha以上 ↓ アセス手続不要	面積12.5ha以上 ↓ アセス手続不要



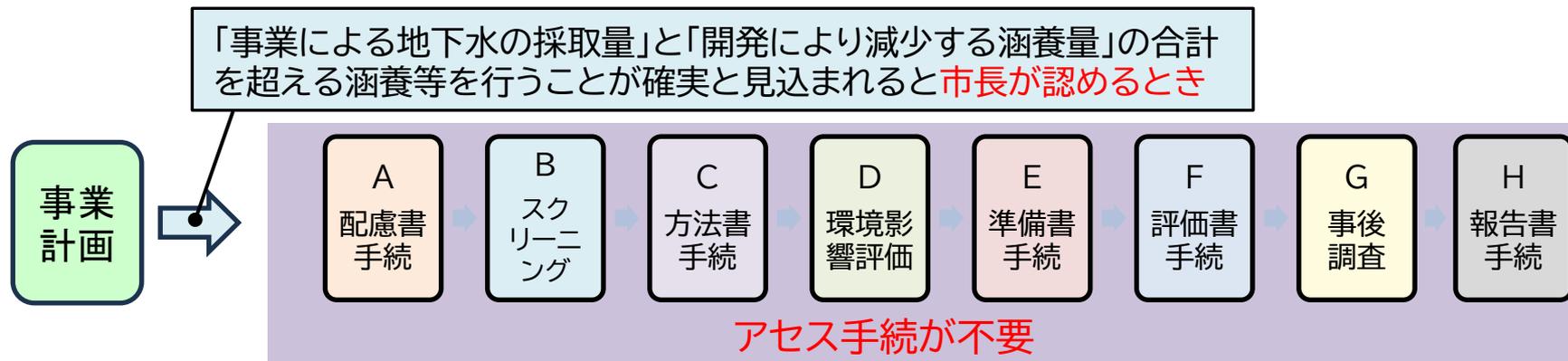
地下水保全地域で実施される面事業で、「**50ha未満の事業**」を対象とすることで、これまでの素案との整合を図る。

地下水涵養の取組とスクリーニング手続の統合について

(4) 制度の統合に伴う手続方法の変更

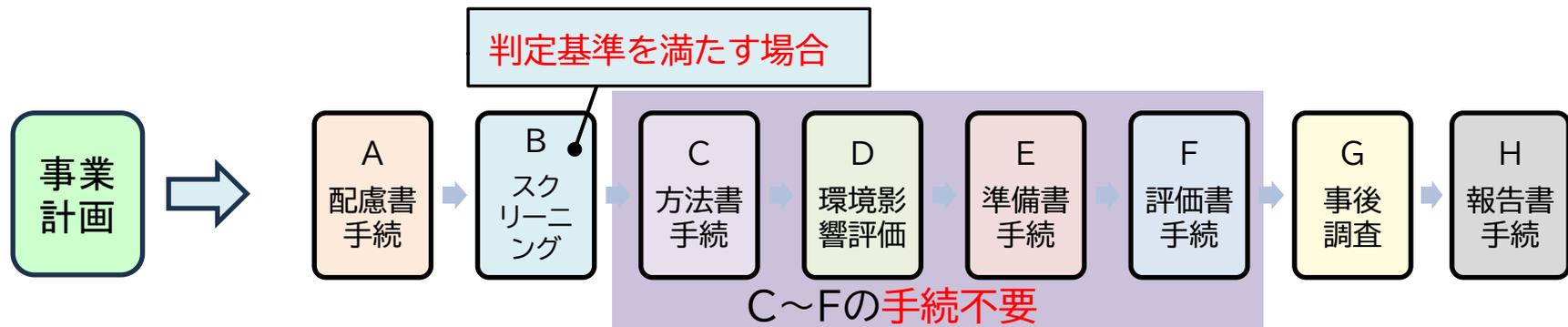
【これまでの素案】

地下水涵養の取組が条件を満たせば、**アセスの対象事業にならないため、配慮書手続から不要**



【スクリーニング手続】

判定基準を満たせば、**C方法書手続からF評価書手続の手続が不要**



手続の統合により、配慮書手続を求めることとなる。対象となる事業は、本来アセスが必要な規模であることを考慮し、適切な環境配慮の検討を事業計画段階で求めることとする。

地下水涵養の取組とスクリーニング手続の統合について

(5) 制度の統合に伴う判定基準の変更

【これまでの素案】 以下の要件の実施が確実と見込まれると「市長が認めるとき」に規模要件を変更

本市の地下水涵養の促進に向けた要件	
ア	活動実施者が、採取する地下水の量を超える量の地下水の涵養として市長が定めるものを実施すること。
イ	事業者等が、事業者等の土地の造成又は工作物の設置により減少する地下水の涵養量を超える量の地下水の涵養として市長が定めるものを実施すること。
ウ	事業者等が、当該事業を実施する場所以外の場所においてア又はイに規定する地下水の涵養を実施する場合、熊本地域(重点地域)において、地下水の水量の保全上有効な涵養を実施すること。
エ	活動実施者の地下水の採取により周辺の地域の地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えないこと。
オ	活動実施者が、地下水保全条例第2条第3号に規定する水の循環使用又は再生水の使用に取り組むこと。
カ	活動実施者が、当該事業を実施する場所で採取する地下水に代えて他の水源を確保することが困難でないとき、当該地下水に代えて他の水源を確保すること。
キ	事業実施者及び活動実施者が、それぞれの事業特性及び地域特性に応じて環境の保全のための措置をとること。
ク	事業者等が、土地又は工作物に関する所有権若しくは地上権その他の使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定をする契約を締結しようとする場合、当該契約の相手方が、アからケまでに掲げる事項を実施することを当該契約の内容とすること。
ケ	事業実施者及び活動実施者が、当該事業に係る工事の着手があった後、アからケまでに掲げる事項(活動実施者となる予定の者がいない場合にあつては、イ、ウ、キ及びクに掲げる事項に限る。)の実施状況等について報告書を作成し、市長に送付すること

事業特性、地域特性に応じて、地下水以外の環境保全措置を求めらるるものであり、**第2種事業のスクリーニング判定基準**と同趣旨

スクリーニング手続において事業着手後に求める**事後調査及び報告書**と同趣旨

地下水涵養の取組とスクリーニング手続の統合について

(5) 制度の統合に伴う判定基準の変更

【スクリーニングとの統合】

これまでの素案の「地下水涵養の促進に向けた要件」から重複する項目を削除し、以下のように設定。

統合後の「地下水涵養の促進に向けた要件」

	地下水涵養の促進に向けた要件
ア	活動実施者が、採取する地下水の量を超える量の地下水の涵養として市長が定めるものを実施すること。
イ	事業者等が、事業者等の土地の造成又は工作物の設置により減少する地下水の涵養量を超える量の地下水の涵養として市長が定めるものを実施すること。
ウ	事業者等が、当該事業を実施する場所以外の場所においてア又はイに規定する地下水の涵養を実施する場合、熊本地域(重点地域)において、地下水の水量の保全上有効な涵養を実施すること。
エ	活動実施者の地下水の採取により周辺の地域の地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えないこと。
オ	活動実施者が、地下水保全条例第2条第3号に規定する水の循環使用又は再生水の使用に取り組むこと。
カ	活動実施者が、当該事業を実施する場所で採取する地下水に代えて他の水源を確保することが困難でないと認めるときは、当該地下水に代えて他の水源を確保すること。
キ	事業者等が、土地又は工作物に関する所有権若しくは地上権その他の使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定をする契約を締結しようとする場合、当該契約の相手方が、アからキまでに掲げる事項を実施することを当該契約の内容とすること。

(5) 制度の統合に伴う判定基準の変更

【スクリーニングとの統合】

スクリーニング手続の判定基準は、地下水保全地域で実施される面事業については、第1種事業及び第2種事業は**いずれも第2種事業の判定基準を適用する**。

これまでの素案の「地下水涵養の促進の要件『キ』と同趣旨の要件。

スクリーニング判定における**第2種事業の判定基準**を満たす事業

《事業特性》

- 一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないもの

《地域特性》

- 環境影響を受けやすい地域又は施設が存在し、かつ、当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る環境影響を及ぼすおそれがあるもの
- 環境保全を目的とした法令等により指定された地域等が存在し、かつ、環境要素に係る環境影響を及ぼすおそれがあるもの
- 環境基準等を超過する地域等が存在し、かつ、環境要素に係る環境影響を及ぼすおそれがあるもの

地下水涵養の取組とスクリーニング手続の統合について

(6) まとめ

地下水涵養の取組により規模要件を変更する規定を、スクリーニング手続の規定に統合することとする。

● 対象となる事業

地下水保全地域で実施される面事業(第1種事業及び第2種事業)のうち50ha未満の事業

土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地の造成事業、新都市基盤整備事業、流通業務団地の造成事業、住宅団地の造成事業、スポーツ又はレクリエーション施設、その他の造成事業

● 判定基準

- ① 「地下水涵養の促進に向けた要件」をすべて満たす事業
- ② スクリーニング判定における第2種事業の判定基準を満たす事業

※地下水保全地域で実施される面事業以外の事業に関するスクリーニング手続については、判定基準等の規定の変更は行わない。